

長島浄化センター反応槽-終沈池排水ポンプ

分解整備業務委託

特記仕様書

桑名市上下水道部

下水道課

第1章 総 則

第1節. 業務概要

本業務は、長島浄化センター反応槽-終沈池排水ポンプの分解整備を行うものである。

第2節. 特記事項

1. 本業務で据付する機器は稼働時に支障が出ないように考慮すること。
2. 設計図書中に相互に差異のある場合は打合せによる決定・指示した事項を最優先とする。
3. 本業務で機器類の運用及び維持管理上支障がある場合、監督員と協議のうえ、決定を行う。また、分解時に初めて解るような箇所に関する追加の部品交換等に関しては、監督員との協議の上、設計変更の対象とするか判断するものとする。尚、軽微な変更に関しては設計変更の対象としない。
4. 業務期間内においても可能な限り迅速に作業し、完了までの期間短縮に努めること。
5. その他、監督員の指示、承諾を遵守すること。

第3節. 規格及び関係法令

本業務の実施にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 機械、電気設備に関する技術基準を定める省令
- (2) 日本産業規格（JIS）
- (3) 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- (4) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (5) 内線規程
- (6) 三重県公共工事共通仕様書
- (7) その他関連法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団発刊基準類

第4節. 工場試験及び検査

機器製作（整備）完了後、本市監督員が立会う工場検査を実施した場合は、その記録（試験・検査成績表・立会い写真）を本市へ提出するものとする。ただし、工場検査を実施しない場合は工場出荷前に工場自主検査を実施し、報告書（試験・検査成績表・自主検査写真）を提出するものとする。

なお本業務では工場整備を行わない。

第5節. 試運転調整及び検査

1. 機器類は、据付完了後、現場にて試運転調整を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で試運転調整が出来ない場合は、後日運転可能になった時行うものとする。
2. 業務完了後、完了検査を受けるものとする。完了時に別途発注工事との関連で機器類の運転が出来ない場合及びそれに伴った検査を受けられない場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。

第6節. 保証期間

1. 取替部品の保証期間は規定による引渡し完了後1年間とする。
2. 明らかに製作者の設計製作の不備に起因する故障あるいは事故が生じた場合は、24時間体制で対応すること。また、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。

第2章 機器仕様

第1節 反応槽-終沈池排水ポンプ

1-1. ポンプ仕様

(1) 反応槽-終沈池排水ポンプ

型 式：NS-F100LM2
メーカー：太平洋機工株式会社
台 数：1 台
形 式：無閉塞型
吸込口径：Φ100mm
全 揚 程：9.5m
吐 出 量：0.7 m³/min
電動機出力：3.7KW×4P
電 圧：400V
周 波 数：60HZ

(2) 整備時の交換部品

・NS-F100L型	グラントスリーブ M	SUS304	1 個
・NS-F100L型	深溝玉軸受	SUJ2	1 台分
・NS-F100L型	円筒コロ軸受	SUJ2	1 個
・NS-F100L型	軸受用ナット	SS400	1 個
・NS-F100L型	軸受用座金	SS400	1 個
・NS-F100L型	メカニカルシール	TY-CLU	1 台分
・NS-F100L型	ケーシング用 O リング	NBR	1 個
・NS-F100L型	メタルケースカバー用 O リング(前)	NBR	1 個
・NS-F100L型	メタルケースカバー用 O リング(後)	NBR	1 個
・NS-F100L型	インペラー用 O リング	NBR	1 個
・NS-F100L型	ケーシング掃除用フタ用 O リング	NBR	1 個
・NS-F100L型	オイルシール(前)	NBR	1 個
・NS-F100L型	オイルシール(後)	NBR	1 個
・NS-F100L型	グラントスリーブ用 O リング	NBR	1 個
・NS-F100L型	フロントカバー掃除フタ用パッキン	NBR	1 個
・NS-F100L型	オイル栓	樹脂	1 個
・NS-F100L型	オイルゲージ	樹脂	1 個
・モーターベアリング	負荷側		1 個
・モーターベアリング	反負荷側		1 個

3. 整備内容

・各部の点検・清掃	1式
・ポンプ分解整備	1式
・ポンプ組立	1式
・部品交換	1式
・測定	1式
・塗装	1式
・試運転	1式
・報告書及び写真帳作成	1式

4. その他

- (1) 製造メーカー指定の取替部品を調達し、整備するものとする。
- (2) 調達した部品については、納品書を添付するものとする。
- (3) 塗装については、分解整備を行うポンプ本体、モーター本体のみとし、外面（タッチアップ程度）を塗装するものとする。

第3章 分解・整備・交換・据付

第1節. 適用範囲

本業務の整備方法、使用材料、使用機器等については、安全かつ効率的に実施し、整備中の機場の運転についても適切に行うものとする。

第2節. 作業内容

1. 分解・整備・交換作業

- (1) 機器の分解及び整備を行う。
- (2) 機器分解時にメカニカルシール部から水漏れした原因を調査し、報告書に記載すること。
- (3) 特記仕様書 第2章 機器仕様 第1節 反応槽-終沈池排水ポンプ 1-1. ポンプ仕様 (2) 整備時の交換部品にて示す交換部品の交換を行うこと。

2. 据付作業

- (1) 据付にあたっては機器等の水平、垂直、芯出し、振動に十分注意すること。
- (2) 設置後、着手前同様の運転に不具合の無いことを確認のこと。

第3節. その他

- (1) 機器整備時および現場施工時に発生した廃材等は、受注者の責任により関係諸法令を遵守し、適切な処分を行うこと。
- (2) 試験用器具及び試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。
- (3) 機器整備完了後の現地据付時、必ず監督員立ち合いの下、試運転を実施し、運転データの測定、自動運転の確認を行なう事。
- (4) 稼働中の施設であることから、業務期間中の本業務に関する処理場運転の異常に対し、24時間体制で市民生活に影響のないよう迅速に対応すること。

暴力団等の排除措置に関する特記仕様書

(目的)

第1条 この特記仕様書は、桑名市が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入等を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この特記仕様書における用語の意義は、桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年桑名市告示第206号。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(通報義務)

第3条 請負者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 暴力団等による不当介入を受けた場合は、毅然とこれを拒否し、速やかに、警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 前号の通報及び協力を行った場合は、速やかに、その内容を市長等発注者に報告すること。

(資材購入等の禁止)

第4条 請負者及び下請負人等は、資材販売業者若しくは廃棄物処理業者又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材販売業者若しくは廃棄物処理業者から資材等を購入し、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

(違反に対する措置)

第5条 請負者が前2条の規定に違反した場合は、情状により、次の各号の措置を講じることがある。

- (1) 指名停止又は文書注意 暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、第3条の規定に違反した場合は、指名停止又は文書注意を行う。
- (2) 暴力団等排除措置要綱第5条の規定により、契約を解除する。

(契約期間の延長等)

第6条 暴力団等による不当介入を受けたことにより、契約期間内に履行することが困難な場合は、市長等発注者と協議すること。

- 2 請負者が第3条の規定に違反していた場合は、前項の規定にかかわらず、情状により、契約期間の延長等の措置を講じないことがある。この場合において、請負者は、履行遅滞の責を免れない。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めるもののほか、暴力団等排除措置要綱の規定により、必要な措置を講ずるものとする。